

産業廃棄物管理型最終処分場 生活環境影響調査・申請内容対比表

法第15条第3項 前項の申請書には、環境省令で定めるところにより、当該産業廃棄物処理施設を設置することが周辺地域の生活環境に及ぼす影響についての調査の結果を記載した書類を添付しなければならない。（以下略）

条文 (省令)	項号	項目	法・省令の規定	国の許可事務通知※	申請内容	生活環境影響 調査結果書
(法) 第15条	3		前項の申請書には、環境省令で定めるところにより、当該産業廃棄物処理施設を設置することが周辺地域の生活環境に及ぼす影響についての調査の結果を記載した書類を添付しなければならない。（略）	3 生活環境影響調査書 産業廃棄物処理施設の設置許可及び変更許可の申請書には、当該施設を設置することが周辺地域の生活環境に及ぼす影響についての調査の結果を記載した書類（以下「生活環境影響調査書」という。）を添付しなければならないこと。 生活環境影響調査書の記載事項は、規則第11条の2に規定されているが、その詳細は次のとおりとすること。	申請書には、生活環境影響調査結果が添付されている。 (申請書類17生活環境影響調査結果書)	
(省令) 第11条の 2		生活環境影響調査書に記載すべき事項	法第15条第3項の書類には、次に掲げる事項を記載しなければならない。		-	
	1		一 設置しようとする産業廃棄物処理施設の種別及び規模並びに処理する産業廃棄物の種別を勘案し、当該産業廃棄物処理施設を設置することに伴い生ずる大気質、騒音、振動、悪臭、水質又は地下水に係る事項のうち、周辺地域の生活環境に影響を及ぼすおそれがあるものとして調査を行つたもの（以下この条において「産業廃棄物処理施設生活環境影響調査項目」という。）	(1) 第1号の記載事項は次のとおりとすること。	-	
				① 調査を行う事項は、当該施設が存在及び稼働並びに当該施設に係る廃棄物の搬出入及び保管に伴って生じると考えられる大気質、騒音、振動、悪臭、水質又は地下水に係る事項とすること。なお、当該施設を建設するための土地の改変や工事による影響については、廃棄物処理施設に特有のものではなく、また一定規模以上の施設による影響については環境影響評価法（平成9年法律第81号）において他の施設と同様に手続が課されているところであり、本調査の対象とはならないものであること。ただし、最終処分場を建設するための土地の改変に伴う地下水の流れへの影響については、本調査の対象になるものであること。	選定した調査項目を整理している。 選定項目は「廃棄物処理施設生活環境影響調査指針」の項目を基本としている 工事中の掘削深度が最大となる時点を地下水の予測の対象としている	P4-2 P5-6-67

条文 (省令)	項 号	項目	法・省令の規定	国の許可事務通知※	申請内容	生活環境影響 調査結果書
				② 調査事項及び各調査事項の具体的な項目（以下「生活環境影響調査項目」という。）については、産業廃棄物処理施設の種類及び規模、処理される産業廃棄物の種類及び性状並びに地域特性を勘案して必要な調査事項及び生活環境影響調査項目を申請者が選定すること。 生活環境影響調査項目は、調査事項ごとに次に示すものの中から選定することを基本とすること。	同上	
				ア 大気質 焼却施設の煙突から排出される排ガスについては、二酸化硫黄、二酸化窒素、浮遊粒子状物質、塩化水素及びダイオキシン類の濃度その他処理する産業廃棄物の種類及び性状から影響が生ずると予想される項目最終処分場における産業廃棄物の埋立については、粉じん廃棄物運搬車両の走行等により排出される自動車排気ガスについては、二酸化窒素及び浮遊粒子状物質	埋立作業に伴う粉じん、運搬車両の走行に伴う二酸化窒素（NO2）、浮遊粒子状物質（SPM）を調査項目に選定している	4章
				イ 騒音 処理施設又は廃棄物運搬車両等から発生する騒音	浸出水処理施設の稼働、埋立作業、運搬車両の走行に伴う騒音レベルを調査項目に選定している	4章
				ウ 振動 処理施設又は廃棄物運搬車両等から発生する振動	浸出水処理施設の稼働、埋立作業、運搬車両の走行に伴う振動レベルを調査項目に選定している	4章
				エ 悪臭 煙突等から排出される悪臭又は施設から漏洩する悪臭については、廃棄物の種類又は性状から排出が予想される悪臭物質又は臭気指数	埋立地からの悪臭の発生に伴う特定悪臭物質濃度又は臭気指数を調査項目に選定している	4章
				オ 水質 処理施設から排出される排水については、生物化学的酸素要求量（排出先が海域又は湖沼の場合は化学的酸素要求量）、浮遊物質、窒素又はリンの含有量（排水基準を定める省令（昭和46年総理府令第35号）別表第2の備考6又は7に定める場合に限る。）及びダイオキシン類の濃度その他処理する廃棄物の種類及び性状から影響が生ずると予想される項目	浸出水処理施設からの処理水の放流に伴う生物化学的酸素要求量（BOD）、化学的酸素要求量（COD）、全リン（T-P）、全窒素（T-N）、ダイオキシン類、浮遊粒子状物質（SS）、その他必要な項目を調査項目に選定している	4章
				カ 地下水 最終処分場周辺の地下水については、その水位及び流動状況	最終処分場の存在に伴う地下水の流れを調査項目に選定している	4章
	2		二 産業廃棄物処理施設生活環境影響調査項目の現況及びその把握の方法	(2) 第2号には、生活環境影響調査項目の現況及びその把握の方法を記載すること。調査項目に係る現況把握の具体的な方法としては、施設の種類及び規模並びに自然的条件及び社会的条件を踏まえて、調査対象地域を設定したのち、既存の文献、資料又は現地調査により行うこととすること。	各項目ごとに現況の把握の方法を示している。	4章
	3		三 当該産業廃棄物処理施設を設置することが周辺地域の生活環境に及ぼす影響の程度を予測するために把握した水象、気象その他自然的条件及び人口、土地利用その他社会的条件の現況並びにその把握の方法	(3) 第3号には、影響の程度を予測するために把握した自然的条件及び社会的条件の現況及びその把握の方法について記載すること。調査項目に係る現況把握の方法としては、既存の文献、資料又は現地調査により行うこととすること。把握する自然的条件及び社会的条件については、調査事項ごとに次に示すものを基本とすること。	各項目ごとに調査の方法を示しており、既存の文献・資料、または現地調査により現況を把握することとしている。	4章
				① 大気質 気象（風向、風速、大気安定度等）、土地利用、人家等、交通量及び主要な発生源	周辺の土地利用（田畑が中心）や直近の人家、気象（風向・風速）、交通量を把握している。 現地調査により降下ばいじんの状況を把握している	2章、3章 5-1
				② 騒音 土地利用、人家等、交通量及び主要な発生源	土地利用や直近人家等を把握している。現地調査により騒音状況を把握している	2章、3章 5-2
				③ 振動 土地利用、地盤性状、人家等、交通量及び主要な発生源	土地利用や地質状況、直近人家等を把握している。 現地調査により振動状況を確認している	2章、3章 5-3

条文 (省令)	項 号	項目	法・省令の規定	国の許可事務通知※	申請内容	生活環境影響 調査結果書
				④ 悪臭 気象、土地利用、人家等及び主要な発生源	土地利用や直近人家等を把握している。 現地調査により悪臭状況を把握している	2章、3章 5-4
				⑤ 水質 水象（河川の流量、流況等）、水利用及び主要な発生源	予測に必要な項目として、放流先河川の流量等を把握している。 放流先河川の利水地域を把握している	5-5
				⑥ 地下水 地形・地質状況、地下水の状況（帯水層の分布、地下水位及び流動状況等）及び地下水利用状況 なお、気象・水象については、調査対象地域の特性等を勘案し、年間を通じた変化をおおむね把握できる程度の調査とすること。	地質状況、帯水層の分布、流動状況等を把握している。	3章、5-6
	4		四 当該産業廃棄物処理施設を設置することにより予測される産業廃棄物処理施設生活環境影響調査項目に係る変化の程度及び当該変化の及ぶ範囲並びにその予測の方法	(4) 第4号の記載事項は次のとおりとすること。	-	
				① 施設の設置により予測される生活環境影響調査項目に係る変化の程度及びその変化が及ぶ地域の範囲並びにその予測の方法を記載すること。	各環境項目ごとに予測地点、予測方法を示している	5章
				② 生活環境に対する影響の予測は、計画されている施設の構造及び維持管理を前提として、一般的に用いられている予測方法により行うこととし、定量的な予測が可能な生活環境影響調査項目については計算により、それが困難な項目については同種の既存事例からの類推等により行うものであること。なお、生活環境影響調査項目の変化の程度については、その影響が最大になると想定される時期における予測を行うこと。 調査事項ごとの標準的な予測手法は、次に示すとおりであること。	予測の時期は施設の稼働が定常的な状態となる時期としている	5章
				ア 大気質 ブルーム式、パフ式等の大気拡散式を用いて大気質濃度を予測する方法	車両走行に伴うNO2、SPM濃度についてブルーム式・パフ式を用いて予測している	5-1
				イ 騒音 騒音の距離減衰式を用いて騒音の大きさを予測する方法	距離減衰の他、建物外壁の透過や遮音壁による回折等を考慮する予測式を用いて予測している	5-2
				ウ 振動 振動の距離減衰式を用いて振動の大きさを予測する方法	距離減衰式を用いて予測している	5-3
				エ 悪臭 煙突等から排出される悪臭については、ブルーム式、パフ式等の大気拡散式を用いて悪臭濃度又は臭気指数を予測する方法 施設から漏洩する悪臭については、同種の既存事例からの類推による方法	類似事例を考慮する定性的な方法で予測している	5-4
				オ 水質 数値計算手法を用いて水質濃度を予測する方法	数値計算（完全混合式）により予測している	5-5
				カ 地下水 解析式を用いる手法又は定性的な予測手法	ジハルトの式を用いて定量的に影響圏を把握したうえで、現地調査結果と既存資料の重ね合わせにより定性的に予測している	5-6

条文 (省令)	項 号	項目	法・省令の規定	国の許可事務通知※	申請内容	生活環境影響 調査結果書
	5		五 当該産業廃棄物処理施設を設置することが周辺地域の生活環境に及ばず影響の程度を分析した結果	(5) 第5号の記載事項は次のとおりとすること。	-	
				① 施設の設置による影響の程度について、生活環境影響調査項目の現況、予測される変化の程度及び環境基準等の目標を考慮しながら分析を行い、環境基準等の目標と併せて分析結果を記載すること。	予測項目ごとに、参照する環境基準、規制基準等と比較しながら分析を行っている。	5章
				② 調査事項ごとの分析すべき影響は、次に示すものを原則とすること。	-	
				ア 大気質 寄与濃度が最大となると予測される地点（同等の寄与濃度が複数地点において生じる場合は、それらのすべての地点）及びその周辺の人家等を含む地域における影響	埋立作業に伴う粉じんは、直近民家方向への風向の程度、及び粉じん発生抑制等の保全措置から影響の程度を分析している。 運搬車両の走行に伴う二酸化窒素（NO2）、浮遊粒子状物質（SPM）は道路沿道における予測値と参照する環境基準との比較により影響の程度を分析している	5-1
				イ 騒音 騒音の大きさの寄与が最大となると予測される施設の設置場所及び廃棄物運搬車両により交通量が相当程度変化する主要搬入道路沿道の周辺の人家等が存在する地点（同等の大きさの寄与が複数地点において生じる場合は、それらのすべての地点）における影響	水処理施設の稼働、埋立作業に伴う騒音は、事業計画地敷地境界及び周辺民家の予測値と参照する環境基準・規制基準との比較により影響の程度を分析している 運搬車両の走行に伴う騒音は、道路沿道での予測値と参照する環境基準との比較により影響の程度を分析している。	5-2
				ウ 振動 振動の大きさの寄与が最大となると予測される施設の設置場所及び廃棄物運搬車両により交通量が相当程度変化する主要搬入道路沿道の周辺の人家等が存在する地点（同等の大きさの寄与が複数地点において生じる場合は、それらのすべての地点）における影響	水処理施設の稼働、埋立作業に伴う騒音は、周辺民家及び事業計画地敷地境界の予測値と参照する人の振動感覚閾値・規制基準との比較により影響の程度を分析している 運搬車両の走行に伴う振動は、道路沿道での予測値と参照する要請限度・人の振動感覚閾値との比較により影響の程度を分析している。	5-3
				エ 悪臭 煙突から排出される悪臭については、寄与濃度が最大となると予測される地点（同等の寄与濃度が複数地点において生じる場合は、それらのすべての地点）及びその周辺の人家等を含む地域における影響 施設から漏洩する悪臭については、施設周辺の人家等が存在する地域における影響	類似施設の事例と、計画地における規制基準とを比較して影響の程度を分析している。	5-4
				オ 水質 排水の排出口の直下流等の水道の取水地点等における利水上の支障等の影響	放流水による下流河川への水質の影響について、予測値と参照する環境基準値とを比較して影響の程度を分析している。健康項目、ダイオキシン類については定性的な予測により分析している。	5-5
				カ 地下水 井戸水の取水地点等における利水上の支障等の影響	周辺利水井戸を把握し、P5-6-67,68で定性的な予測により、これらの井戸への利水上の影響の程度を分析している	5-6

条文 (省令)	項	号	項目	法・省令の規定	国の許可事務通知※	申請内容	生活環境影響 調査結果書
		6		六 大気質、騒音、振動、悪臭、水質又は地下水のうち、これらに係る事項を産業廃棄物処理施設生活環境影響調査項目に含めなかつたもの及びその理由	(6) 第6号の記載事項については、大気質、騒音、振動、悪臭、水質又は地下水のうち、施設の構造又は処理する産業廃棄物の種類により影響の発生が想定されない場合（例えば、排水を排出しない処理施設での水質汚濁の影響など）等については、調査を行うことを要しないが、その場合は、調査を行わなかった生活環境影響調査項目及び調査を行う必要がないと判断した理由を記載すること。	選定項目は「廃棄物処理施設生活環境影響調査指針」の項目を基本としており、選定なかった項目はない	4章
					(7) 生活環境影響調査書は、施設の設置に関し利害関係を有する者（以下「利害関係者」という。）が生活環境の保全上の見地からの意見を述べる際の基礎的な情報となるものであるため、図表を用いて表すなど分かりやすい記述に努めるとともに、引用した文献又は資料についてはその出典を明らかにすること。	適宜図表等が用いられており、また既存文献等の結果を整理したものについては出典が示されている。	
					(8) 環境影響評価法に基づく評価書又は地方公共団体における環境影響評価に関する条例等に基づき実施された結果であって、生活環境影響調査に相当する内容を有するものを、法に基づく生活環境影響調査書として添付することは差し支えないこと。	-	
					(9) 2以上の産業廃棄物処理施設を近接して設置しようとする場合は、当該施設の設置者は、これらの施設について併せて生活環境影響調査を行うことができるものであること。	-	
					(10) 設置許可が取り消された処理施設について、別の者が過去になされた許可と同一の維持管理計画等をもって新たに設置許可を取得して当該処理施設を稼働しようとする場合は、過去の許可と同一の条件であると考えられるので、生活環境影響調査書の添付及び公衆の縦覧を要しないこと。ただし、許可申請書に係る公衆の縦覧並びに関係市町村及び利害関係者からの意見聴取を省略することはできない	-	
		7		七 その他当該産業廃棄物処理施設を設置することが周辺地域の生活環境に及ぼす影響についての調査に関して参考となる事項	-	-	

※許可事務通知 産業廃棄物処理業及び特別管理産業廃棄物処理業並びに産業廃棄物処理施設の許可事務等の取扱いについて（令和2年3月30日環境規発第2003301号）